

(様式 1-3)

いわき市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| NO.  | 23             | 事業名 | 災害公営住宅整備事業 (四倉) |  | 事業番号           | D-4-2 |      |          |              |        |
|--|----------------|-----|-----------------|--|----------------|-------|------|----------|--------------|--------|
| 交付団体   | いわき市           |     | 事業実施主体 (直接/間接)  |  | いわき市 (直接)      |       |      |          |              |        |
| 総交付対象事業費   | 4,141,740 (千円) |     | 全体事業費           |  | 3,624,908 (千円) |       |      |          |              |        |
| 事業概要   |                |     |                 |  |                |       |      |          |              |        |
| <p>災害公営住宅は、災害により住宅を失い個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し安定した生活を確保してもらうために自治体が提供する公営住宅であり、生活再建を支援する観点から災害公営住宅を整備する。</p> <p>【整備概要】<br/>整備戸数：151 戸<br/>整備箇所：いわき市四倉町上仁井田字矢ノ田地内<br/>整備手法：建設 (151 戸)<br/>建設する建物の構造：木造 1 戸建タイプ (21 戸) と RC 造集合住宅タイプ (130 戸) の併用<br/>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p> <p>『市復興事業計画』<br/>取組名：災害公営住宅の整備<br/>取組内容：東日本大震災により住宅を失い個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し安定した生活を確保してもらうために低廉な家賃で入居できる災害公営住宅を整備し生活再建を支援する。</p> <p>【事業間流用による経費の変更】 (令和 2 年 5 月 12 日)<br/>事業内容の確定に伴い、道路部局に移管される道路の整備について、効果促進事業で実施することとなったため、◆D-4-2-3 災害公営住宅整備事業 (効果促進事業) (四倉) へ 84,171 千円 (国費：73,649 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 3,624,908 千円 (国費：3,171,794 千円) に減額。<br/>※流用後等の交付対象事業費 3,624,908 千円 (国費 3,171,794 千円) には、国庫返還相当分事業費 7,891 千円 (国費 6,905 千円) を含む。</p> <p>【事業間流用による経費の変更】 (平成 28 年 11 月 17 日)<br/>残事業費を既配分予算の流用により充当することで、効率的な予算執行を図るため、D-17-14 豊間被災市街地復興土地区画整理事業へ 432,661 千円 (国費：H25 予算 235,550 千円、H25 特別予算 143,028 千円) を流用。これにより、流用後交付対象事業費は 4,141,740 千円 (国費：3,624,021 千円) から 3,709,079 千円 (国費：3,245,443 千円) に減額。</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業内容</th><th>事業費 (千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>道路部局に移管された道路</td><td>84,171</td></tr></tbody></table> |                |     |                 |  |                |       | 事業内容 | 事業費 (千円) | 道路部局に移管された道路 | 84,171 |
| 事業内容   | 事業費 (千円)       |     |                 |  |                |       |      |          |              |        |
| 道路部局に移管された道路   | 84,171         |     |                 |  |                |       |      |          |              |        |
| 当面の事業概要  |                |     |                 |  |                |       |      |          |              |        |
| <平成 24 年度><br>用地測量、不動産鑑定、用地取得、地質調査、造成工事設計、建築工事設計、造成工事  |                |     |                 |  |                |       |      |          |              |        |
| <平成 25 年度><br>建築工事、工事監理業務  |                |     |                 |  |                |       |      |          |              |        |
| 東日本大震災の被害との関係  |                |     |                 |  |                |       |      |          |              |        |

本市は、平成 23 年 4 月 28 日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 22 条及び同法施行令第 41 条第 2 項の規定により、国土交通大臣から 100 戸以上又は全住宅の 1 割以上が滅失している市町村である旨を告示されている。

なお本市においては、東日本大震災により滅失したと解される全壊の建物は、平成 25 年 3 月 5 日時点で約 8,000 棟となっており、うち四倉地区については、全壊 511 棟、大規模半壊 606 棟、半壊 1,587 棟となっている。

また、現時点で応急仮設住宅などの一時提供住宅に 3,046 世帯が入居しており、うち四倉地区の被災者は 249 世帯が入居している状況である。

関連する災害復旧事業の概要

無し

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

|      |  |
|------|--|
| 事業番号 |  |
| 事業名  |  |
| 交付団体 |  |

基幹事業との関連性

|  |
|--|
|  |
|--|